



集合住宅火災被災者受入 対応に関する報告書

南下浦町上宮田第5区（三浦海岸ハイツ自治会）

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

令和8年4月16日

■三浦市社会福祉協議会の視点から

1 事案の概要

令和8年3月23日、市内の集合住宅（三浦海岸ハイツ）において火災が発生し、消火活動に伴う放水の影響により、15世帯が居住継続困難な状況となった。被災者は発災直後、



管理棟（自治会集会所）へ一時避難したが、寒冷な環境や床面の硬さ等により、生活環境としては厳しい状況が確認された。

本件は、突発的な災害により中長期的な居住の確保が課題となるとともに、既存の行政的避難対応のみでは、生活の質の維持が十分に図られない可能性がある事例で

ある。

2 対応の経緯

本件対応は、本会評議員谷幸一氏からの情報提供を契機として開始された。

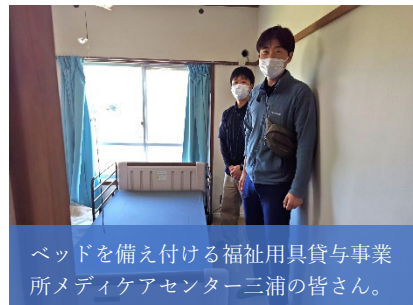
谷氏曰く「被災者は集会所での生活を余儀なくされており、生活環境が極めて厳しい」旨の報告があり、また行政機関への相談において十分な対応が得られなかった状況が共有された。これを受け、本会事務局長の判断により、整備直後であった「身元保証を求めない高齢者シェアハウス」を令和8年4月末日までの期間、一時避難所として開放することを決定した。結果として、被災15世帯のうち5世帯8名の受入れを実施した（うち1世帯2名が4月3日に退去）。

3 支援内容および連携体制

本対応は、本会単独ではなく、多様な主体との連携により実現したものである。

(1)生活環境整備

生活環境の整備においては、①医療法人財団青山会より寝具一式およびタオル類の無償貸与を受けるとともに、②福祉用具貸与事業所メディケアセンター三浦からは要支援相当者向けのベッドが無償で提供されたほか、③職員個人による暖房機の貸与や寝具一式の提供もおこなわれ、官民および個人の協力が一体となって生活基盤の確保が図られた。



(2)食事支援

食事支援については、本会が運営する就労継続支援B型事業所「どんまい」が受入初日から仕出し弁当の提供を開始し、これに加えて特定非営利活動法人ぴあ三浦によるカレーラ



横須賀市の団体から届いた支援物資。



特定非営利活動法人びあ三浦から届いたカレーライス。

イスの提供や、横須賀市の団体（匿名）からの防災食の複数回にわたる寄付がおこなわれるなど、多様な主体による支援が重層的に展開された。

この点は、単なる

物資提供にとどまらず、地域内外の福祉資源が有機的に結びつき、機能したことを示している。特に、B型事業所が即時に対応したことは、平時の事業が有事においても転用可能な柔軟性を有していることを示しており、福祉資源の多機能化・可変性の重要性を示唆する。また、NPOや団体からの支援が自発的かつ連鎖的に生じている点は、日常的に構築された信頼関係とネットワークが実効的に機能した結果であり、本件は「自律的に作動する地域福祉ネットワーク」の具体的発現として評価できる。

(3) 運営体制

事務局長をキャップとする三浦市社会福祉協議会総務課が中心となって、関係機関との随時連携による支援調整を実施。

4 特記すべき事項

(1) トップ判断による迅速な意思決定

本件においては、事務局長の迅速な判断により、制度的整理を待つことなく即時に資源開放が決定された。これは、三浦市社会福祉協議会が有する「地域福祉の実践主体」としての機動性を発揮したものであり、緊急時対応における重要な成功要因として分析することができる。

(2) 既存福祉資源の多機能的転用

本来、高齢者の終活支援と居住支援を目的として整備されたシェアハウスを、災害時の避難機能として活用した点は特筆に値するのではないかと。これは、福祉資源を単一目的に限定せず、状況に応じて機能転換する柔軟な運用の有効性を示すものである。

(3) 身元保証不要制度の実効性の顕在化

一般的な住宅確保においては、保証人の有無が大きな障壁となるが、本施設は当初よりそれを要件としない設計であったため、手続的遅延を生じることなく受入れが可能となった。本件は、保証人に依存しない居住支援モデルが災害時においても極めて有効であることを実証したものである。

(4) 地域ネットワークの自律的機能

寝具、食事、物資提供等について、医療法人、福祉事業所、NPO、団体等から自発的な支援が連鎖的に提供された。本対応の特筆すべき点は、これらの支援が行政の指示や制度的枠組みに依拠することなく、いわゆる「民」の主体的判断と相互信頼に基づいて実現した点にある。通常、災害対応においては行政主導の資源配分が前提とされるが、本件では、①現場の必要性に即応した意思決定②既存の関係性に基づく迅速な資源投入③形式的手続きを介さない柔軟な支援提供が同時並行的におこなうことができた。

これは、地域内に蓄積された信頼関係と相互扶助の基盤が、外部からの統制を待たずに自律的に機能することを示した模範であり、単なる「連携」を超えた自律分散型の地域福祉システム（誰か一つの組織に頼らず、地域の様々な主体が自分の判断で動きながら、全体として機能する福祉の仕組み）として評価できる。

さらに重要なのは、このプロセスが偶発的ではなく、平時からの関係構築の蓄積によって必然的に引き起こされた点にある。すなわち本件は、地域における「民」の力が潜在的に有している問題解決能力を顕在化させたものであり、行政依存型モデルに対する実証的対抗事例としても位置付けられる。

以上により本件は、「地域福祉ネットワークの可視化」にとどまらず、行政を介さずとも機能し得る社会的インフラとしての民間ネットワークの有効性を論理的に裏付ける実践であると結論づけられる。

(5)「生活の場としての避難」の実現

集会所における雑魚寝的環境から、個室性・生活継続性を有する居住環境へ移行したことにより、被災者の身体的・心理的負担の軽減が図られたものと信じる。また本件は、単なる一時避難ではなく、「生活の質を担保する避難」の重要性を示す事例ともなる。

5 社会福祉協議会の使命との整合性および本対応の有効性

社会福祉協議会の使命は、地域における生活課題を的確に把握し、制度の狭間にあるニーズに対して柔軟かつ実践的に対応することにある。

本件は、行政対応が十分に及ばない局面において、地域の声を起点とし、既存資源を活用しながら、多主体連携により課題解決を図ったものである。この点において、本対応は単なる緊急支援にとどまらず、社会福祉協議会の本来的役割を具体的に体現した実践であると評価できる。

とりわけ、制度外ニーズへの即応、住まいを基盤とした支援展開、そして地域ネットワークのハブ機能の発揮という観点において、本会ならではの組織特性が顕著に発揮された点は重要である。これらは、行政機関とは異なる三浦市社会福祉協議会独自の機能と価値を明確に示すものである。

本件対応に対して「やり過ぎである」「公平性に欠ける」「市民から苦情が生じる可能性がある」との指摘があるが、以下の理由において反証する。これらの見解は、福祉の本質および社会福祉協議会の役割に対する明らかな理解不足であり、論理的に妥当性を欠くもの

である。

- 1 福祉における公平性とは、個々の状況に応じて必要な支援を提供するという応能・応需の原則に基づくものであり、形式的平等ではなく実質的平等を意味する。本件においては、突発的災害により住居を喪失し、生活基盤が即時に崩壊するとともに代替手段が存在しないという、極めて緊急性および必要性の高い状況にある者に対して居住支援を提供したものである。したがって、本対応は公平性を欠く行為ではなく、むしろ実質的公平性を具体的に実現したものと評価できる。
- 2 したがって、「やり過ぎ」との指摘は妥当ではない。本件対応は過剰な支援ではなく、住まいの喪失という重大な生活危機に対して講じられた最低限の措置であり、生命および生活の維持に不可欠な基盤である居住の確保にほかならない。そもそも居住は福祉の根幹を成すものであり、これが確保されなければ医療・介護・各種生活支援は成立し得ない。したがって、本対応は過剰支援ではなく、福祉の出発点を担保するための適切かつ必要な対応であると評価される。
- 3 「前例」や「横並び」を重視する発想は、行政組織において一定の合理性を有するものの、突発的かつ個別性の高い生活危機に対しては十分に機能し得ないという構造的限界を内在している。本件のような災害による生活崩壊は、例外的状況であり、かつ即時対応が求められるとともに、既存制度が必ずしも想定しきれない領域に属するものである。このような事案に対して画一的な運用を適用することは現実的に不可能であり、むしろ対応の遅延や不適合を招くおそれがある。したがって、本件対応は、例外的状況に対して例外的に対処したものであり、その判断は合理的かつ妥当なものであると評価されるべきである。
- 4 「苦情が生じる可能性がある」との懸念は、行政実務上一定の配慮事項ではあるものの、苦情の発生可能性と支援の必要性とを同列に扱うことは論理的に適切ではない。福祉は本質的に、必要な人に必要な支援を届けることを優先すべき領域であり、潜在的な不満の可能性を理由に支援を控えることは本末転倒である。加えて本件は、災害という客観的事実に基づき、緊急避難的措置として、かつ期間を限定して実施されたものであり、その合理性は明確である。したがって、本対応は十分な説明可能性を有しており、苦情発生リスクを理由に否定されるべきものではない。
- 5 社会福祉協議会の本質的役割は、制度の狭間にある課題への対応、地域における生活課題の即応的解決、そして多主体連携による支援の実現にある。本件は、行政対応が及ばない領域に対し、地域からの情報を起点として既存資源を有効に活用し、関係主体のネットワークを動員して課題解決を図ったものである。したがって本対応は、社会福祉協議会に求められる機能を最大限に発揮した典型的な実践であると評価できる。
- 6 本件対応は、第一に公平性に反するものではなく実質的公平性を体現するものであり、第二に過剰支援ではなく生活基盤維持のための適切な対応であり、第三に前例主義

では対応し得ない事案に対する合理的判断であると位置付けられる。さらに、これらは社会福祉協議会の使命に合致した実践である。したがって、「やり過ぎ」「公平性に問題がある」との指摘は、福祉の原理および三浦市社会福祉協議会の役割に照らして妥当性を欠くものであり、採用すべきではない。

6 今後への示唆

本対応は、今後の地域福祉のあり方に対して重要な示唆を与えるものである。

まず、福祉資源は平時と有事を分断して捉えるのではなく、両者を連続的に見据え、状況に応じて柔軟に転用可能な設計とする必要がある。また、身元保証に依存しない居住支援の重要性は今後さらに高まることが想定される。

加えて、三浦市社会福祉協議会は地域ネットワークの結節点としての機能を一層強化し、多様な主体が自律的に動く基盤を平時から形成しておくことが求められる。さらに、こうした迅速かつ柔軟な対応を可能とするためには、現場判断を支える意思決定体制の維持・強化が不可欠である。

以上より、本件は個別の災害対応にとどまらず、持続可能な地域福祉の構築に向けた方向性を具体的に示す実践であると位置付けられる。

■自治会の視点から

本件は、単に三浦市社会福祉協議会が迅速に対応したという事例ではなく、自治会組織と三浦市社会福祉協議会の相互に補完的機能が作用した事例と位置付けるべきである。

上宮田第5区（三浦海岸ハイツ自治会/認可地縁団体）は、被災状況を把握する情報収集能力、集会所を拠点とした自己組織化能力、そして問題認識の共有という基盤を備えていたため、外部支援を待たずに自律的な初動対応を成立させることができ、さらに行政や三浦市社会福祉協議会が本格的に動き出す以前の段階で状況が整理・言語化されていたことが、その後の具体的なアクションへと円滑につながった。

以下はそれを成し得るに至った決定的な要因である。

1 「越境人材」の存在が意思決定を加速させた

特に重要なのは谷幸一氏の存在である。同氏は自治会役員としての住民側の視点、三浦市社会福祉協議会評議員としての福祉側の役割、さらに元行政職員としての制度理解という三つの領域を横断する立場にあったことで、制度・地域・組織をつなぐ「接続点」として機能し、現場の困りごとを制度言語へと変換しつつ三浦市社会福祉協議会の機能を現場ニーズに適切に接続し、さらに行政の限界を踏まえた代替手段の選択を可能にした。これは偶然ではなく自律分散型システムにおけるハブとしての機能が発揮された結果だと言っていいだろう。

2 リーダーシップによる資源動員

同様に上宮田第 5 区の区長である原柳作氏の役割も極めて重要であった。同氏は組織内の意思統一を図りつつ、新聞（神奈川新聞）の無償提供といった外部資源の獲得を実現し、さらに避難者の心理的安定に配慮した対応をおこなうことで、単なる避難対応にとどまらず「生活の質」にまで踏み込んだ支援設計を体現しており、とりわけ新聞提供は情報アクセスの確保、娯楽機能の提供、日常性の回復という多面的な価値を有する点で、避難生活の質を底上げすると同時に生活再建に向けた初期条件を整備する行為として評価することができる。

3 三浦市社会福祉協議会と自治会の「機能分担」が成立していた

本件においては、三浦市社会福祉協議会と自治会の間で明確な機能分担が成立しており、すなわち自治会が現場把握・初動対応・コミュニティ維持を担い、三浦市社会福祉協議会が資源投入・制度外対応・居住確保を担うという役割整理がなされていたうえで、両者のあいだにおいて谷幸一氏が接続役（インターフェース）として機能したことにより、現場情報と制度資源が円滑に接続され、結果として情報の断絶や意思決定の遅延、さらには認識のズレといった組織間連携における典型的な障害が発生しない構造が実現していたといえる。

4 「安心」発言の意味

原区長がいみじくもおっしゃった「被災者だけでなく我々も安心した」という言葉がとても印象に残っている。極めて示唆的な発言だったからだ。通常は被災者個人に向けられる支援が本件においてはコミュニティ全体の不安を解消する機能を果たしたことを示しているからだ。一方で、自治会側自身が内包していた「支えきれない限界」への認識と、それに伴う責任の過重感が存在していたことを前提に、三浦市社会福祉協議会の介入がその負担を適切に分散・軽減した結果として心理的・機能的な安定が地域全体にもたらされた構造を端的に表現していると感じたからである。

5 三浦海岸ハイツ火災対応の時系列整理

3月23日(月) 発災当日	18:00 頃 火災発生 消防による消火活動開始（消防車十数台） 同時進行 法人理事長の指揮により、管理棟 1 階（和室・集会場）に避難所開設 13 号棟住民が管理棟へ避難開始 初動支援 市危機対策室へ相談 旭小から毛布・トイレットペーパー搬入
--------------------------------	--

	<p>備蓄倉庫から飲料水搬送 20:30 頃 夕食 50 食を用意（キッチンオリジン・ごはん亭） 21:00 頃 京急ストア三浦海岸駅前店の協力で段ボール搬入 21:30 頃～ 避難所設営開始（段ボール＋毛布＋座布団）/就寝準備完了 22:00 頃 鎮火 その後 消防立会いのもと現地確認/一部住民は自宅へ戻る/最終的に 6 名が避難所に滞在</p>
3月24日(火)	<p>08:00 頃 朝食 6 人分提供（キッチンオリジン） 09:30～ 保険会社（3 社）による説明会 10:30～ 三浦市（福祉課・廃棄物対策課）から説明 午後 不動産会社による空き住居のあっせん説明 15:30 頃 社協から受入可能の連絡→ 2 世帯 3 名が入居決定 その他 毛布・トイレトーパー返却/消防による罹災証明の現地調査</p>
3月25日(水)	2 世帯 3 名が入居
3月26日(木)	<p>上宮田第 5 区防災隊長・防災事務局長（区長・谷氏ら）による関係者に対する挨拶まわり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【3月26日時点での運用整理※1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■滞在費：4 月 30 日まで無料 ■食事：3 月 31 日まで無料 ■4 月以降有料（朝 500 円/昼 700 円/夜 700 円）/土日は外食（簡易調理は可） ■5 月以降も施設の活用を求める場合は、正式の入居手続きが必要 ■要介護者はケアマネと調整しベッド設置検討 </div>

※1＝上記の運用に対する三浦市社会福祉協議会の見解

本運用は、緊急性への対応、公平性の担保、持続可能性の確保という三要素を適切にバランスさせたものであり、社会福祉協議会の判断として妥当かつ高度に合理的であると評価する。具体的には、滞在費を 4 月 30 日まで無料とした点は、災害直後の生活再建準備期間を保障しつつ期間を限定することで、緊急支援としての正当性と公平性を両立している。また、食事については 3 月中を無料、4 月以降を有料とする段階的な設計とすることで、混乱期には負担を求めず、生活の安定に応じて自立を促す合理的な移行措置となっている。さらに、土日の外食や簡易調理を認めた点は支援の過剰な固定化を防ぎ、自立的生活への移行を促すものであり、5 月以降に正式入居手続きを求めた点は、緊急対応から制度的対応への円滑な移行を図るとともに、例外的措置を例外のまま終わらせ

ないガバナンスの観点からも極めて重要である。加えて、要介護者についてはケアマネジャーと連携した個別対応をおこなうことで、一律ではなく個別最適化された支援が確保されており、地域包括ケアとの接続も適切に図られている。

これらを総合すると、本運用の本質的な優位性は、単なる場当たりの対応ではなく、「緊急支援から自立移行、さらに制度化へ」と至る一連のプロセスが時間軸に沿って一体的に設計されている点にある。すなわち、初期においては生活を守り、中期において生活を整え、後期において自立へと戻すという段階的支援構造が明確に構築されている。

一方で、今後の課題および教訓として、いくつかの点が指摘できる。第一に、無料期間の設定については合理性を有するものの、その根拠を明文化し、災害時運用基準として事前に整理しておく必要がある。第二に、食事の有料化に際しては低所得者への配慮が十分とは言えず、減免基準や分割対応、公的制度との接続などを含めた負担調整の仕組みが求められる。第三に、避難から入居への移行過程において、利用者の認識の齟齬を防ぐため、避難・仮住まい・正式入居といった利用フェーズの明確化が必要である。第四に、食事支援が特定事業所に依存している現状を踏まえ、長期化を見据えた持続可能な供給体制の構築が課題である。第五に、今回の判断が優れている一方で属人的要素に依拠している側面も否めず、その判断プロセスを記録・体系化し、再現可能な仕組みとして整備する必要がある。

以上を踏まえると、本件の最も重要な教訓は、「善意により成功した対応」を単発的事例にとどめるのではなく、「構造として再現可能な仕組み」へと昇華させることである。本運用は、緊急性、公平性、持続可能性を高度に両立した点で極めて妥当な実践であるが、今後は基準の明文化、負担調整、フェーズ設計、持続性の確保、そして判断の制度化を進めることにより、優れた対応を普遍的な地域福祉モデルへと発展させていくことが求められる。

6 文書化による運営の透明性確保と説明責任の実践

令和8年3月27日

入居者の皆さんへ（留意事項）

- 滞在費について
① 4月30日（木）までは、滞在費は無料。
- 食事代について
① 食事代は、3月31日（日）までは無料。ただし、3月28日（土）、29日（日）は食事の提供がありません。従いまして、自分でご用意ください。（ベトナムなど近隣の商店で購入してください。）
② 4月1日（水）以降の食事代は有料となります。社協地下1階「どんまい」では、朝500円、昼700円、夜700円で提供しています。ただし、事前申し込みです。また、土、日、祭日は食事の提供がありません。
3. 5月以降の滞在は、本入居の手続が必要で有料となります。

2026年4月2日

仮住まいされている皆さまへ
(仮称)復旧支援委員会

過日のお問い合わせについて(三浦市福祉課で情報収集しました)

Q1、行政サイドなどの見舞金は？
まず罹災証明書を添えて申請→行政サイドで審査→判定→支給の流れとなります(別紙<災害による被害に遭われた方へ>参照)

Q2、減免措置は？
住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料などについても、まず罹災証明書を添えて申請してもらうことになります。支給までの流れは上記と同じ。(同)

Q3、日本赤十字社の支援は？
こちらからも見舞金程度

Q4、社会福祉協議会による貸付金制度は
後日、社協さんから説明してもらいます

以上の質問項目などに応じていただくためには、添付の封書に、罹災証明書と一緒に(仮称)三浦海岸ハイム13号棟火災被害届>に①お名前②生年月日③連絡先④住所をご記入ください。
私どもが三浦市福祉課にお届けし、関係部署で検討して頂き、後日、担当部署からお応えいただけます。場合によっては、こちらの安心館に来ていただき直接、説明していただくよう依頼もします。

*各種申請手続きには、まず罹災証明書(コピー)が必須です。

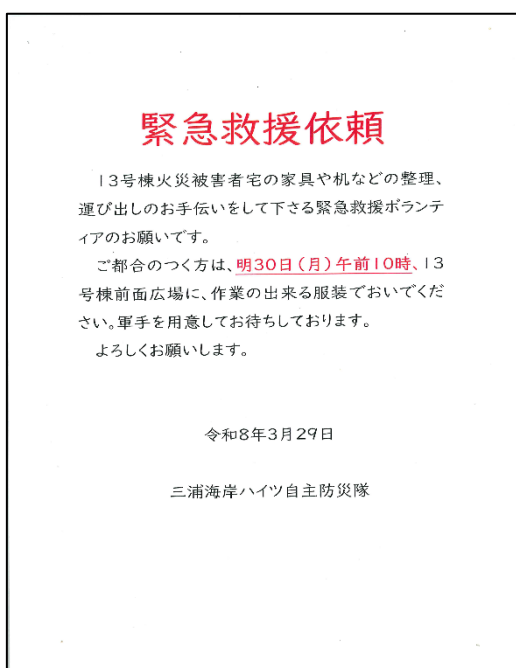
以上

上宮田第5区の今回の対応において特筆すべき点は、各種の運用方針や生活ルール等を

口頭ではなく文書により明確に通知している点にある。これは、単なる情報伝達手段の違いにとどまらず、避難者間における認識の齟齬を防止し、支援内容や条件の公平性・透明性を担保するうえで極めて重要な意味を持った。特に災害時においては、情報の不確実性や不安が高まる中で、口頭伝達に依拠すると誤解や不信を生じやすいが、文書化された通知は支援内容の根拠と範囲を可視化し、関係者全体に共通理解を形成する機能を果たす。また、後日の説明責任や運用検証の観点からも、記録としての価値を有する点で、組織的対応としての成熟度の高さを示すものである。したがって、本対応は、自治会組織が単なる現場対応にとどまらず、ガバナンスと説明責任を意識した運営を実践していたことを示す重要な要素であると評価できる。

7 住民パワーを再認識

今回の事例において、自治会サイドにも大きな「発見」があった。使いものにならなくなった被災者宅の寝具や家具を運び出すにあたって自治会主導でボランティアを募集したところ、「今日の明日」という状況での呼びかけにもかかわらず、20名を超える住民が自発的に参加した点にある。この事実は、単なる偶発的な協力ではなく、地域に内在する住民自治機能および「つながり」の成熟度を示すものであり、高く評価されて然るべきである。



まずは、住民自治の観点から。本件は自治会が単なる連絡組織にとどまらず、地域課題に対して主体的に行動する「実行主体」として機能していることを示している。通常、行政や外部支援に依存しがちな災害対応において、住民自身が課題を自らの問題として認識し、即時に行動へと転換できている点は、自治組織としての自律性と意思決定能力の高さを裏付けるものである。特に、文書による明確な呼びかけがなされていることから、情報伝達の正確性と信頼性が担保され、それが行動への参加率を高めたと考えられる。

次にボランティアの観点からは、本件は「動員された労働」ではなく「自発的参加」が成立している点に本質がある。参加者は義務ではなく

自らの意思に基づいて行動しており、これは地域内における相互扶助意識の高さ、すなわち社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の蓄積を示している。また、活動内容が家財の整理・運び出しという身体的負担の大きいものであったにもかかわらず多数の参加が得られたことは、被災者への共感が地域内で共有されていること、そして日常的な信頼関係が実効的に機能していることを意味する。

さらに重要なのは、この現象が単なる「善意の発露」にとどまらず、構造的に説明可能である点である。すなわち、①日常的な自治会活動を通じた関係性の蓄積、②リーダーシップによる明確かつ具体的な呼びかけ、③文書化による情報の信頼性確保、④役割や行動内容の明確化、これらが相互に作用した結果として、短期間での大規模な参加が実現したと整理できる。

以上から、本件は、住民自治が実効的に機能している地域においては、外部からの強制や制度的枠組みに依存せずとも、自律的にボランティア行動が立ち上がることを示す好例である。言い換えれば、今回の20名超の参加は偶然ではなく、地域に蓄積された信頼と関係性が有事において顕在化したものであり、「住民パワーの底力」とは、まさにこのような構造に支えられた自律的行動力を指すものである。

8 自治会機能の継続

本件の成否を分けたのは、支援の「場」は三浦市社会福祉協議会が提供しつつも、「自治の機能」は上宮田第5区が切れ目なく担い続けた点にあると考える。物理的には従前の居住地から離れたとしても、意思決定、情報共有、役割分担、相互扶助といった住民自治の中核機能が分断されず、別の場所においても連続的に作動したことが、今回の対応を成功に導いたと整理できるからだ。

一般に、避難や移転が生じると、コミュニティは「場所」とともに分離され、支援は個人単位へと還元されがちである。その結果、情報の分断、主体性の低下、支援の受動化が生じやすい。しかし本件では、自治会が媒介となることで、被災者は「個人」としてではなく「コミュニティの一員」として行動し続けることが可能となる。これにより、①情報が一元的に整理・伝達され、②意思決定が迅速におこなわれ、③相互扶助が維持されるという、集団としての機能が保持された。

他方で、三浦市社会福祉協議会は、居住空間という基盤資源を迅速に提供し、制度外対応を可能とする受け皿として機能した。つまり、本件は「場の提供（社協）」と「機能の維持（自治会）」という明確な役割分担が成立していた点に特徴があるのである。この分担により、社協は過度に個別対応へ傾くことなく効率的な支援を展開でき、自治会はコミュニティの統合性を維持したまま生活再建を進めることができた。

したがって、本件の成功要因は、単に迅速な支援がおこなわれたことではなく、場所が変わっても自治が継続されたという「機能の移転」が実現された点にある。言い換えれば、コミュニティは物理的空間ではなく、関係性と運営機能によって成立するものであり、本件はそれを実証した事例である。このような構造においては、支援は単なる受け身の提供ではなく、自治組織との協働によって初めて実効性を持つものであり、今回の対応はまさにその典型例であったと評価できる。

9 自治会組織の有効性

全国的に自治会加入率が低下しているという傾向は、個人化の進展や価値観の多様化を背景として合理的に説明される一方で、本件のような災害対応の局面においては、その限界もまた明確に浮き彫りとなる。すなわち、平時においては不要あるいは負担と捉えられがちな自治会という仕組みが、有事においては「相互に助け合える関係性」と「即時に機能する組織力」を内包した社会基盤として機能する点に、その本質的価値がある。

今回の事例では、自治会が単なる親睦団体ではなく、情報の集約・共有、意思決定、役割分担、資源動員を可能とする実効的な組織として機能したことにより、短期間で多数の住民参加と迅速な支援展開が実現した。これは、個人同士のゆるやかなつながりでは代替し得ない、「組織化された相互扶助」の強みを示している。特に、文書による呼びかけやリーダーシップのもとでの統制的な動きは、日常的に培われた信頼関係と運営基盤があって初めて成立するものであり、偶発的な協力とは本質的に異なる。

したがって、本件は、自治会の加入率低下という現象に対して、単に組織の存続を危惧する議論にとどまらず、「なぜ必要なのか」という機能的価値を具体的に示した事例と位置付けられる。すなわち、自治会は平時には見えにくいですが、有事においては迅速かつ実効的に機能する「潜在的な社会インフラ」であり、今回の対応はその優位性を実証したものと評価できる。

ゆえに今後は、自治会の加入率という量的側面のみならず、いかにして相互扶助機能や組織的対応力を維持・強化していくかという質的側面に着目した再評価が求められる。本件は、その具体的方向性を示す示唆に富む実践である。

10 関係者インタビュー

原柳作氏(77)南下浦町上宮田第5区(三浦海岸ハイツ)区長

谷幸一氏(77)三浦市社協評議員・自主防災隊事務局長

一火災の当時は、どこで何をしていましたか。

(谷) 自宅で、ちょうど風呂に入っていました。風呂に入って10分も経っていませんでしたが、消防車のサイレンが鳴ってすぐ近くで止まり、しかも1台じゃなくて2台も3台も止まったからびっくりしました。



(原) 私は朝から伊東へ旅行に出掛けていました。それで宿にいたら民生委員から電話がかかってきて「集会所の鍵を貸してほしい」と連絡を受けました。「1泊2日で旅行中」という話をしたら「火が発生した」と言われました。それで私は、市の防災危機対策室の職員Cさんと懇意にしていたので、Cさんに「実は火事だという話が来ているが私は指揮を執れない。私に代わって自主防災隊(以下「防災隊」)事務局長の谷さんと民生委員の2人に連絡して欲しいと頼みました。

翌朝の3時半にホテルを出て、朝7時に集会所に着き「昨日から泊まり込んでる人がいる」と聞きました。団地管理組合法人理事長（以下「団地組合理事長」）と谷さんも同じ頃に来ました。それから私はずっと集会所に詰めていました

（谷）私はお風呂から上がって現場へ行ったら、団地組合理事長や防災隊員も複数名いました。その中で「これは大変だ。避難所を開設しないとイケない」という話になり、「じゃあ行こう」と決めて急いで集会所を開けました。そこで「安否確認をとりよう」ということになりました。13号棟の周りには、入居者の親類や知り合い、他の棟の人など多くの人が出て、かなり混雑した状況でした。

そうこうしているうちに、食事の話になり「備蓄品には何があるんだ」といった疑問が出始めたので、防災隊備蓄担当者に連絡し来てもらいました。「備蓄品のおかゆなどの食料を出すのはどうか」となったものの、お湯を沸かす手間などを考えたら、食事は弁当屋に頼んでしまおうか、という意見にまとまりました。連絡調整して、キッチンオリジン20食とごはん亭30食の合計50食を買い求めました。

しばらくしたら今度は「寝泊まりするのに、敷くものがない」ということに気づき、21時を回っていましたが、京急ストア三浦海岸駅前店に行きました。閉店作業をしているところでした。許可を得て、ストックヤードにある段ボールを自分の車に全部積み集会所に持ってきました。この段ボールと、Cさんの指示により市の防災倉庫のある旭小から運んできた備蓄品の毛布を、避難してきた人にも手伝ってもらい敷き、一応寝泊まりできるようにしました。その間も、消防隊員や警察官が現場と集会所ですずっとやり取りしていました。

確か鎮圧したのが22時頃。それから鎮火まで時間が掛かりました。23時頃に鎮火という話が入ってきた。それから順次、避難者が被害等の確認を消防署員の立ち会のもとにおこないました。それで、私を含め防災隊の皆さんは23時半頃家に帰りました。緊張感と心配で朝まで寝られませんでした。それが火災当日ですね。

翌朝7時頃集会所に行き、原区長と民生委員と共に、避難者6人分の朝食用おにぎりをキッチンオリジンに買いに行きました。

—今聞いた中でも、複数の組織が出てきました。ハイツの組織について教えてください。

（原）ハイツは分譲共同住宅なので、まず、建物の管理・修繕をおこなう管理組合があります。そのため、住宅所有者は毎月管理費を管理組合に納め、その管理費で運営します。管理組合には、全18棟の共有敷地や駐車場、付随施設を担当する団地管理組合（法人）と、4期に分けて順次分譲された期毎の期別管理組合があり、こちらは期毎の建物の管理・修繕をおこないます。

次に、住民が協力して暮らしやすい環境を作るための組織として自治会（会費400円/月）があります。そして、発足に当たっては市の防災危機対策室（当時は別の名称だった）や消防署に指導・アドバイスをいただいた自主防災隊があります。発足してすで

に10年以上経つと思います。この組織は、管理組合と自治会から毎年20万円ずつ（計40万円）の運営資金を提供してもらい、津波や地震、火災などの災害に備えた備蓄品の購入や防災講話、防災訓練などに当たります。各棟代表の防災隊員と隊長指名の実行委員らで構成されています

この3組織はそれぞれ独立しているのですが、今回の火災発生時には、この3組織を機能的に連携させるために、急遽「(仮称)13号棟火災復旧支援委員会（以下「委員会）」を発足させました。各組織を横断的に結びつけ被災者と13号棟の復旧を後ろから支えようという趣旨です。自治会役員や管理組合理事長、防災隊員の8人で、火災発生後1週間経つ前に立ち上げました。委員会で話し合ったことを各自が所属する組織に持ち帰ることができ、連絡調整や協力要請をスムーズにできました。また、被災者や社協、役所との連絡業務、住民への広報活動にも重要な役割を果たしています。私は委員会を早期に立ち上げたことが被災後の運営を迅速に出来た要因の一つだと思います。

当初は毎日集まっていたのですが、回数を重ねると話し合うことも減ってきて、今は週1回程度の情報共有を図っています。この存在は非常に大きく、既存の3組織だけでは対応できない横断的な連携・連帯がとれたと思います。

―ちなみに、管理組合の理事長は住民の方ですか。

(原) もちろんそうです。管理組合も自治会も、役員はすべて住民ないし所有者です。2年交代の輪番制です。だからどの住民も必ず経験します。防災隊実行委員は任期を3年としていますが、本人が辞退しない限りは継続できます。防災隊の各棟代表者の人選は各棟に任せているので、交代するところとずっと同じ人がやっているところもあります。ボランティアですので、自主性を持って意欲のある人に協力をお願いしています。

―集会所の開放で、うまくいったことや苦勞したことがあれば教えてください。

(谷) 集会所を避難所とする決まりはなかったのですが、集会所に避難することが一番適切だという判断をしました。防災隊の普段の会議の中でも「何か停電があったら集会所を開けなきゃまずいんじゃない」などの意見も出ていましたし、今振り返ってもいい判断だったと思います。火災発生直後は、団地管理組合理事長が指揮を執ってくれました。同理事長が集会所備え付けの利用者名簿を安否確認用に使い、非常に機転の利いたやり方だと感心しました。

一番苦勞したのは、被災者の識別ができなかったことです。親戚や知り合い、あるいは野次馬が火災現場や集会所に押し寄せました。やむを得ないことですが、暗くて煩雑な中、顔もほとんど知らない被災者に避難を呼び掛けることは難しかったですね。

―社協の一時避難所について感想を教えてください。

(原) 火災翌日の24日、被災者のために不動産会社と調整をしていました。アパート

の仮契約をした人もいたタイミングで「社協の施設に一時避難所ができそうだ」と聞いたので、仮契約をキャンセルしてまで一時避難所へ移りました。そのとき被災者はもちろんのこと、われわれ避難所に集まった多くの人たちも大変安心して「助かった」「ほっとした」「社協さんありがとう」という思いでした。

(谷) 被災して家に帰れない人の居場所確保のために、まず市役所に相談しましたが「事例がなく、県営住宅も県の施設なので県に掛け合ってみないとわからない」との回答でした。非常に困ったなと思いました。24日の14時半頃、評議員としての用事で安心館を訪ねた際、社協職員にちょっと話をしたら、すぐに「うちの施設が空いていますよ」といって、部屋を見せてくれました。それで、急いで集会所に戻り、原区長と皆さんに知らせました。自然と拍手が湧きました。それから準備をして17時半頃、「みうらん家」(安心館)に到着しました。原区長も言っていましたが、われわれも本当に、胸をなでおろしました。どうしようかと思っていたので。場合によっては2日目も集会所に泊まらざるを得ないという話も出ていましたが、社協さんに助けてもらったから、本当に良かったです。今も感謝の気持ちでいっぱいです。

一住民の互助について教えてください。

(谷) 火災を通報してくれたのは、13号棟と14号棟の間にあるプレイロット(集合住宅の敷地に設けられた小さな遊び場)で遊んでいた、団地近所に住む親子でした。ハイツ各戸は省エネのため、窓はすべて二重サッシガラスで、暮らすのにはとてもいいのですが、室外の音や声は有事の際はほとんど聞こえなくなってしまいます。各戸に非常事態を知らせるために、玄関のチャイムを鳴らし回ってくれたのも近隣住民です。

(原) それから、火元の下の階の住人から「放水で濡れた布団等を明日処分したい」と3月29日(日)の午後に聞きました。ボランティアを募集しようにも「今日の明日ではまず無理だろう」と思ったのですが、とにかく告知しようと決め、夕方にハイツ全18棟の掲示板(被災階段1箇所を除き全52箇所)に貼り出したんです。私からすれば5、6人も来てくれればいいなという気でいたんです。その文章も、軍手だけはこちらで用意するが作業着は自分で身につけてきて、というものでした。それで翌朝、蓋を開けてみたら20人以上来られて、しかも1時間の予定が30分くらいで済んでしまいました。その中には、自家用車で来て、被災者の方の不用品を市廃棄物対策課まで運んでくれた人もいました。火災発生直後ということもあり「他人ごとではない。明日はわが身だ」と考え、協力してくれたのだと思います。正直たいへん驚くやら嬉しいやらでした。ハイツの仲間を誇りに思いますね。やってみなければわからないことでしたが、結果的に非常によかったです。

一どのような人が参加されましたか。

(谷) ほとんどシニアの方でした。40、50代の人も3人くらい来てくれました。男性ば

かりでなくて、女性も半分ぐらいいたと聞いています。私は、朝「みうらん家」へ来ていて、戻って合流しようと思ったら、もう全部積み終わっていました。活動中は、軍手と防災ベストを着用してもらいました。お礼はペットボトルの水1本だけです。すごいことですよね。

(原) 参加者からは「いつでも助けるよ」と、協力的な話も出たようです。そういう意識は非常に高いと感じます。

—近況はいかがですか。

(谷) 役所には見舞金や減免制度などがありますが、被災者はみんな混乱してるし、家の修復や保険未加入など様々な課題がある中で、そこは手助けしようとして動いています。4月6日に、市役所へ減免や見舞金打診の書類を出しました。今は市役所福祉課担当に、消防署、市税務課、市上下水道部等の関係機関と調整してもらい、そうした経緯を被災者宅や「みうらん家」に出向き説明しました。各機関への問い合わせをしようにも、個人情報のため、電話ではなく対面で本人確認をしないとできないといわれます。介護サービス利用中の被災者もいるので、担当と当事者との面会日程を調整するのに手間取っています。

(原) 被災者が自らやるのは難しいので、(仮称)復旧支援委員会が機能して、こうしたお手伝いできてよかったです。

毎月1回高齢者の集まる「ハイツふれあいサロン」を集会所で実施しています。4月15日は、午前は消防署と社協、午後は損害保険代理店に来てもらいました。消防署には火災への備え、社協には法人事業やその役割、「みうらん家」などについて話してもらいました。集合住宅の場合、共有部分の建物にはそれぞれの期別管理組合が損害保険をかけています。が、専有部分については入居者個人が損害保険を掛けないと、いざ火災が発生したときには水漏れや破損などは補償されないということを改めて認識したので、未加入の入居者のために損害保険代理店との相談会を開きました。

消防署の講話には火災直後ということもあり、61人も集ってくれました。今回の火災についての質問も多かったです。関心のあるうちに聞いてもらえてよかったです。損害保険については、10人以上の方が契約したと聞いています。いい機会となりました。

—今回学んだこと、今後気をつけたいことはありますか。

(原) やはり災害は他人事ではないと思いました。一緒に暮らす以上、お互いに助け合う気持ち持つということ、それから、その対応がうまくいけばコミュニティ全体が安心して暮らすことができるようになります。今回は、災害発生時の対処の仕方がある程度具体的にわかりました。

(谷) 結果的に、委員会もそれぞれの役員も「自分のことだ」と思ってやってくれた人が多かったです。今回のこの教訓を指針として残し、起きてはいけないけれども、次に

このような火災が起きたときに活かせるのではと思います。ただ、月日が経ち経験者が少なくなると、また関心が薄れますので、今後は、各棟での訓練ができる体制づくりを検討し、災害に備えていきたいと思います。時々思い出させるようなことを今後もやっていきたいです。

加藤氏(86歳・女性)

—火事の時どこで何をしましたか？

お風呂に入っていました。服だけ着て飛び出してね。霜山さんのご主人がちょうどいらしてね。「加藤さん、なんでもいいからとにかく来なさい。今、火事なんだよ」って言われて飛び出しました。

—非常ベルは鳴っていましたか？

それが、誰もしばらく押さなかったみたいです。誰かがそのことに気がついて、ようやくベルを押してくれたようです。それほどのパニックでした。

—それでお隣や霜山さんとかと一緒に避難したんですね。

そうですね。全員避難しました。私は火元のお宅から階が離れていることもあり、気付くまでにちょっと時間がかかってしまいました。今回、外にいた住民でない人が「煙が出ている」と気付き、住民に教えてくれたと聞きました。荷物も持たず、鍵だけ持って逃げました。しばらくその燃えるところを見てましたね、みんな。夜ですから震えながらね。それである程度鎮火してから、集会所に集合して一夜を過ごしました。

—集会所ではどのように過ごしていましたか？

集会所は空調も効いていて和室があるので、その畳の上に市防災課が持ってきた災害用の毛布を敷いて、集会所にある座布団を敷いて、同じく市福祉課から支給された毛布を掛けて横になりました。でも寝られなかったですね。鍵だけを持って逃げたから、家がどうなってるのか全く想像がつかず不安でした。

—それから、翌日24日の17時半頃に、社協の一時避難所に来られましたが、そのときはどのように感じましたか？

きれいで、私達が初めて利用すると聞きまして。本当に申し訳なく嬉しかったです。

—何日か過ごしてみようですか。

今まで住民間であまりお話しする機会もなかったのですが、そういう方々と一緒に共同生活をして、いい体験をしました。このような始まりではありますが、地域の皆さんと交流できたことは、本当によかったと思います。そして社協の皆さんもね、とても心遣いを

してくださって、いろいろと。

—今困っていることはありますか？

私は、ここへ来るまで携帯電話を持っていませんでした。でもやはり必要になったので、息子に買ってきてもらいました。だから今はまだ、本当に覚えきれなくて、もっと早く覚えておけばよかったんですけど、高齢になるとやはり覚えきれないものです。でもなんとか着信と発信はできるようになりました。

—すごいですね。どなたかの助言でしょうか？

いえ、そうではなく自分で。必要性を感じました。例えば火災保険の申請にも、固定電話ではなく携帯がないと困ることがわかりました。携帯電話の時代ですから。発信と着信さえあればいいと思いますが、息子はいろいろ機能があるものを買ってきてくれて…、本当にそれが悩みです。

息子は近くに住んでいますが、日中は仕事がありますので、なかなか急には来ることができないんです。なので今回は、とりあえず携帯電話とか、そういう必要なものを準備してもらいました。

小林氏(77歳・女性)

—火災の当時は何を何していましたか？

家にいました。私は火元の家の上に住んでいます。床に直に座っていたのですが、床がブチブチ、コツコツ言うんですよ。怖いと思いつつも「誰かの家で、何か作業でもしてるのかしら？」と思っていました。そのうち煙みたいなものが出てきて、何だろうと思って。それで北側の窓を開けてみたら、通報者が外にいて、「どうなってるんですか？」と聞いたら「火事です。逃げてください。」というので、「わかった」と言って閉めて、とりあえずは玄関開けてみたんです。そしたらものすごい煙が上がってきているので、「これはダメだ」と思って一旦閉めました。それで、マスクを三重にして「いやとにかく逃げなきゃいけない」と思い、何を持ち出したらいいかわからなくて…、でも懐中電灯は持ったようです。119番に電話かける頭もなく、非常ベルもすぐ押せる位置にいるのに、その頭もありませんでした。Y市に住む息子に電話をして「お願いだから助けに来て」って言いました。それと同時に、消防車が着いて、一方で、息子も「親が取り残された状態になっています」と119番通報してくれたみたいで。あの勢いで煙も回ってきているし、救助が来るまで待つようと思い、もうじつと待っていました。そしたら、そのうち玄関をトントントンと叩いて「誰かいますか」と言うから、「はい、一人おります。助けてください。」と言いました。懐中電灯を手を持っていたことが、早期発見につながったみたいです。よかったと思いました。しがみついて下まで誘導してもらいました。危機一髪で、本当に怖かったです。

現状、放水された後の水は仕方ないと思っています。皆さんも同じような被害を受けています。でも、上の階は煙の匂いがすごいです。だから本当は毎日片付けに行きたいんですけど、くたびれてしまってなかなか。洋服が全部臭くて、だから一度洗濯をしてみて、ひどければ捨てなきゃいけないと思っています。それとベランダの室外機が放水や熱のせいでくしゃんとなっていて使えません。窓は二重の強い窓で、外側だけが壊れました。4枚のうち2枚壊れてました。

居間と和室の畳の水害があって、1週間位ベッドを持ち上げて斜めにして、少し乾かしました。ベッドを置いてみたらなんとか住めそうです。

—小林さんは、開設からしばらく経ってから社協の避難所に来られたと思います。どこに避難していましたか？

最初は皆さん誘導してくれて、集会所に避難しました。私は息子の家に行こうと思っていたのですが、夜中の11時12時まで解放されず、それから行きました。その後社協の避難所の話を聞いたので、息子の家に2日泊まり、3日目からここにお世話になっています。

—一時避難所に来てみてどうですか？

この建物に初めて迎え入れてもらったということなので、生活に必要な物が足りず、不便なところは仕方ないと思います。都度いろいろ相談しています。洗濯物干しも入ったばかりです、今日初めて使いました。

お風呂もシャワーもあるし、避難所としては快適だと思っています。やはりプライバシーの問題は出てきますが、同じ棟の住人ですし、うまい具合にっています。

—今回学んだことや、気をつけようと思ったことはありますか？

もう年齢的にも大台に差しかかっていますが、今回は助かりましたし、まだこちらで役目があるのかなと思っています。だから、人に感謝して、前進する気持ちでいかなきゃいけないと。やることが多くて大変だけれども、元気にやっていかなくちやいけないと感じています。皆さんとの連帯感も強くなりました。自治会もすごいですよ、485戸と大きな組織だから、いろんな職業の方がいます。社協と通じる方もいて、いろいろやってくださいますから、その辺は本当に感謝しております。

私自身も、看護師としての経験を活かし、念のため避難者の持病を確認しました。避難者は高齢者が多いので、有事に備えたいと考えました。

M 夫妻(A 82歳・男性)(B 81歳・女性)

—火災の当時はどこで何をしていましたか。

(B) 食事が終わったところで、焦げ臭くて、換気扇を回したんですが、全然匂いが消え

なかったのを窓を開けて、窓を開けた途端に炎がもうベランダの外にブワーっと上がってしまっていて。それで「お父さん、火事だから早く逃げて」と言っていて、私は電気を消してソックスを履いて携帯だけ持って出ました。

(A) 私は一足先に、火元の家の奥さんと一緒に階段を下りました。顔が真っ黒でした。

(B) 避難時はまだ、玄関には煙は見えなかったです。多分上に行ってたんでしょうね、煙が。だから割と冷静に出られました。南側がボーボー燃えていたんですが、玄関は煙も何もなくて普通の感じでした。

—その後集会場へ避難されたということですね。

(B) 消防車が来るのを待って、放水をずっと見てました。北の通気口（ダクト）に4階から炎が落ちてきたんです。それで「ああ、うちも燃える」と思って。そしたら、そのダクトから落ちた火が2階、1階まで落ちてきて、ダクトがみんな燃えていましたが、北側はそれ以外の被害はありませんでした。

全部が二重窓なので、北側の部屋は放水の影響は少なく、南側はとにかく大変でした。鎮火後、消防士がブルーシートを敷いてくださったんです。翌朝見たらもう池状態でした。真っ黒い池です。それを3回は取り替えました。翌日もその翌日もポタポタポタポタ。あの真ん中、リビングの真ん中の継ぎ目のところから落ちてきて。まだまだ漏ってるんです。なので、ブルーシートが外せない状況です。

(A) 避難して、完全消火の宣言まで相当時間かかったなと感じました。こんなに長いとは思わなかったです。ひたすら待ちました。

(B) 皆さん夕飯を召し上がってなくて。で、私も力つけなきゃと思って、自治会の皆さんが用意してくださったお弁当をいただきました。ありがたかったです。鎮火は23時半でした。消防署の方が最初は一人ずつ貴重品を持って、集会所に戻ってくるとおっしゃったんですけど、あまりにも長い時間がかかりました。なので、「階段ごとに全員行ったらどうですか」とお願いしました。それでもまだ時間がかかり、その間に警察の聴取を受けました。

—夜中まで気が休まらなかったですね。

(B) そうです、本当に。もうびしょ濡れで帰るところもないし。それで、娘の家が近かったのを「来てもいいよ」ということで、荷物を持って娘の家に泊らせてもらいました。3日間娘の家に泊まったんですが、小林さんにうちの主人がハイツでお会いして、「社協の一時避難所がある」とお聞きしたので、あまり娘の家に長居するのも大変だなということで、それはありがたいからぜひと、こちらに伺いました。

—来てみてどうでしたか？

(A) 私は腎臓があまりよくないので、自炊ができないというのが少し不便でした。ハイ

ツはガスで、ここはIHなので鍋も違います。買ったとしても家で使えないので。

(B) 私は仕事をしているので、夜遅くなると、バスがなくなってしまうのが不便です。

(A) 駐車するところがないので、一旦車で運んで、一旦家の駐車場に車を置いてからバスで帰ってこないといけないので、それが負担です。駐車場があるとすごく助かります。あと、今回学んだことは、実は火災保険に入っていないので、だから全部自己負担になります。未だに水が漏れているので。内装の改装も、水が完全に引いてしまわないとできないんですよ。だから、これからまだ当分わかりそうです。

(B) 火元の部屋の床を剥がさないと、水漏れの原因やどこから漏れているのかがわからないんですよ。しかも雨が降ると余計わかんなくなっちゃってしまうんです。だから見通しがきかなくて。

今回、社協の支援だけでなく、団地の皆さんに、本当によく片付けとか手伝っていただいて、我々高齢なので、本当に助かっています。

(A) こんなにも人情が厚い町だと、改めて感じました。

—ご主人の食事はどうされていますか？

(A) 夕食は減塩の冷凍弁当をまとめて買っています。自炊できたら、今まで家内がそういう食事を作ってくれていましたので。市販品で減塩のものは少ないので、毎日同じものになってしまいがちです。

霜山夫妻(A 78歳・男性)(B 79歳・女性)

—火災の当時はどこで何をされましたか。

(A) 自宅で、ちょうど食事を食べようとしてテーブルについたときでした。18時前に玄関のチャイムが鳴り、確認したところ誰もいなくて、外を覗いてきたらちょうど煙がきていて、それで火事に気がついて下に避難をしました。それまでは全く気がつきませんでした。

(B) 私は支えがないと歩けないので、杖と階段の手すりにつかまって下りました。一度外に避難して、その後、歩行器を主人が部屋から持ってきてくれました。その間、同じく避難していた住民二人が、私を支えていてくれました。

—大変でしたね。

(A) 13号棟の皆さんは、集会場で避難と指示が出て、そちらに移りました。その避難所に向かう途中も、消防車のホースがあって、私と妻とだけでは避難できないので、周りの方が両サイドから妻を支えてくれて避難しました。

—避難するとき、とっさに物も持ち出せなかったですか？

(A) 最初は携帯電話だけを持ちました。誰かが親切にチャイムを押して教えてくれたの

ですか、そのチャイムがなければ全く気がつかないかったです。ハイツの窓が二重で、外の音が聞こえにくいんです。すぐ目の前が公園で、そこで遊んでた子たちが火事を知らせてくれたと聞きました。

一窓から離れたところにいたのですか？

(A) 玄関ドアからも窓からも遠いところにいました。煙が見えないとわからなかったというのは、他の人も言っていました。煙は上に上がるし、夕方はカーテンを閉めているから、私たちからは見えなかったのかなと思います。

一集会所への避難で感じたことはありますか？

(A) 役員の皆さんが、避難者にお弁当を出してくれました。鎮火後、消防署の方から「自宅に一時帰って、様子を見ていいよ」と言ってもらえたのが23時半頃でした。それで和室で寝泊まりをしました。

「大変なことになった」と、驚きしか感じなかったです。集会所に戻って来られたのは12時過ぎくらいです。その時に、市役所から毛布などの差し入れを受けました。眠るのは難しく、やはりみんなも起きてました。

(B) 私は少し寝られました。

一24日に、社協の一時避難所が開設されたときはどう思いましたか？

(A) 24日の夕方、我々は集会所におりました。「次の避難先を探さないといけない」と管理組合や自治会の役員の皆さんが民間のアパートを不動産屋に確認してくれていたのので、その部屋を見に行こうかというところでした。そのときに、谷さんが来て「社協の泊まれる施設があるので、一時そこにお世話になることになったので、皆さんそっちに行きましょう」と言ってくれました。そのとき、ホッとしたのを覚えています。「行く先があるんだ」ということに感謝する思いでした。24日は、たまたま近所の友人が家に1泊来ていいよと申し出てくれたので、そこでお世話になり、25日から社協の避難所に来ました。

一近況はどうですか？

(A) 気持ちは少し落ち着いてきましたが、やはり今後のことを考えると、ちょっといろんな心配はまだあって、どうしようかなと思っています。部屋はしばらくの間、水浸しで、天井の蛍光灯の傘に水がいっぱい溜まっていて、それを取るとドダダッと垂れてくる状況でした。今は、水の処理をしてやっと電気が通り、なんとか和室で寝ることはできるみたいなんです。うちの場合、保険屋の現場確認の日程がまだ決まっていなくて、それからリフォームの見積もり等をもらうようになります。もし和室で生活できる状態なら戻りたいと思っています。しかしまだそれがいつになるのか、予想できません。

—皆さんと共同で生活してみようですか？

(A) ハイツに住んで 40 何年経ちます。皆さんはもうずっと一緒に住んでいる方ばかりです。だから皆さん顔なじみで何でも話せるので、安心して生活できる環境です。バラバラになって生活するよりも安心して生活できています

(B) 2 人だけではね、なかなか落ち込みそうだけど、周りに助けていただければ、本当に良かったと思っています。

(A) ちょっとした家事も、何も言われなくても手が空いてる人が自然にやっています。お風呂も譲り合って、喧嘩したりすることなくできています。最初から、〇〇さんや小林さんがテキパキとリーダーシップを奮ってくれました。本当にありがたかったです。

—今回学んだことはありますか。

(A) 今まで、災害を我が事として捉えていなかったことに気付きました。

(B) 気をつけていても、災害を 0 にすることはできません。今回は、人命が無事だっただけでもよかったです。誰が引き起こしてもおかしくないです。自分が引き起こしてしまう可能性もあると思いました。

火災被災者に支援の輪

三浦市社会福祉協議会(市社協)は、市内で3月に起きた団地火災で被災した住人に対して、運営する高齢者向けシェアハウスを一時的な住居として提供した。地域の病院などから被災者への寝具や食事の提供も受け、被災者に対する支援の輪が広がった。

(横田 惇弥)

三浦市社協シェアハウス

火災は「三浦海岸ハイイツ」(同市南下浦町上宮田)で同23日に発生。鉄筋コンクリート造5階建ての4階の一室が全焼した。消火のための放水活動で火元以外の部屋も水浸しになり、居住が困難になる住人が出た。同団地の住人でもあり、市社協評議員を務めている谷幸一さん(77)が別の物件で市社協を訪問したところ、市社協側がシェアハウス「たすけあいのいえ みづらん家」(同市南下浦町菊名)での被災者の仮住まいを打診。シェアハウスは1月から身元保証人がいなくても入居できる施設として運営を開始したが、入居者がいなかったことから4月末まで家賃無料での受け入れを決めた。

団地5世帯、無料で受け入れ

火災翌日の3月24日から27日までに5世帯8人がシェアハウスに入居。市社協職員が自宅から暖房器具を持ち寄り、市内の病院から簡易ベッドを提供してもらったなど関係者が協力して対応に当たった。入居後も市内のボランティア団体から食事の提供も受けた。

谷さんは「突然の事態にもかかわらず、素早い対応のおかげで被災者に住まいの提供ができて大変ありがたかった」と感謝する。市社協の高根沢奈津子事務局長(56)は「社協の本来の役割である福祉サービスの提供を実現できた。地域で困っている住人の助けになれたことがうれしかった」と話した。

市社協は、被災者の一部



「福祉サービスの提供を実現できた」と話す高根沢さん
 3日三浦市の「たすけあいのいえ みづらん家」

が退去し始めており、あらためてシェアハウスの受け入れを再開する。入居には市社協が実施している終活

支援事業の利用者であることなどの条件がある。問い合わせは市社協 ☎046 (8888) 7347。

(神奈川新聞)

以上

集合住宅火災被災者受入対応に関する中間報告書

令和8年4月

発行 〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

三浦市社会福祉協議会安心館

電話 046-888-7347

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

南下浦町上宮田第5区（三浦海岸ハイツ自治会）

発行者：杉山 実

編集責任者：高根沢奈津子